告 示

埼玉県告示第七百六十四号

その要旨を次のとおり告示する。 法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不分明で あるため、同法第百八十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同 当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上田 清司

一 所在が不分明な者の氏名 (又は名称)

松浦靖明、 髙木愛三、 中憲治、 ル・ 浅見初次、 シー 山中輝男、 田口タキ、千島春子、 丸益産業株式会社、 木村知生、 新井ヨシ子、 山中春男、 清川芳三郎、 大野傳十郎、 山中秀晴、 峰岸邦江、 千島秀之、 黒澤清二、 大村雅幸、 湯浅梅太郎、 峰岸奈津子、 冨田美枝、 佐藤一英、 加藤三郎、 中基至、 峰岸政光、 小河友義、 澤登誠、 廣川原森林組合、 株式会社ケイ・ 山中矩一、 山中藤三郎 杉本稜子、 Щ ァ

1 通知の要旨 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があっ

たこと。

定)によること。 十年六月十九日付埼玉県告示第六百九十四号(保安林の指定施業要件の変更予 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 平成三